

1回目の加盟国協議に諮られているISPM案

植物検疫用語集：ISPM 5の改正 (1994-001)



これまでの経緯

- 1997年11月 FAO総会でISPM 5(植物検疫用語集)が採択

新規ISPMの策定に伴い、新たな植物検疫用語の定義の追加、訂正及び削除を、用語に関する技術パネル(TPG)を中心に継続的に検討

- 2016年5月 基準委員会が加盟国協議案を承認



追加が提案されている用語

<追加>

用語	説明
exclusion (of a pest) ((病害虫の)排除)	ある地域への有害動植物の侵入を防止するために植物検疫措置を適用すること



削除が提案されている用語

<削除>

用語	説明
kiln-drying (キルンドライ)	要求された水分含有量に到達するために、熱及び/又は湿度の制御を利用して密閉された室内で木材を乾燥する過程
pre-clearance (プレクリアランス)	仕向先国の植物防疫機関により行われる又は当該機関の一定の監督の下に行われる原産国における植物検疫証明及び/又はクリアランス



修正が提案されている用語

< 修正 >

用語	説明
contaminating pest (汚染有害動植物)	物品によって運ばれる、保管場所、輸送機器又はコンテナの中又は表面に存在する有害動植物であって、その物品が植物及び植物生産物の場合、それらに寄生しない有害動植物
Contamination (汚染)	病虫害又はその他の規制対象物が、寄生していないが、物品、保管場所、輸送機器又はコンテナ内に汚染有害動植物が存在すること又は規制品目が意図せず存在すること
endangered area (危険にさらされている地域)	存在することによって、当該地域に経済的に重大な損失をもたらす有害動植物の定着に適した生態学的要素を備えた地域 存在することによって、当該地域に経済的に重大な損失をもたらす有害動植物の定着に適した非生物的及び生物的条件を備えた病虫害危険度解析地域の一部又は全て



修正が提案されている用語

< 修正 >

用語	説明
quarantine (検疫)	観察及び調査若しくはそれ以上の観察又は調査のために病害虫又は有益な生物を検査、検定及び/又は処理のための規制対象物に対する公的制限
test (検定)	有害動植物が存在するかどうかを決定するため又は有害動植物を同定するための肉眼検査以外の植物、植物生産物又は他の規制品目に対する公的な試験
visual examination (目視試験)	検定又は加工をせずに病害虫もしくは汚染原因を検出するための植物、植物生産物又は規制品目に対する肉眼、レンズ、立体鏡又は顕微鏡を使用した物理的な試験